

適格分割等による期中損金経理額等の 損金算入に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、法人税法（以下「法」といいます。）第53条第5項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物出資を除き、同法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また法第31条第3項及び第32条第3項若しくは法施行令第133条の2第3項及び第139条の4第8項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除き、法第52条第7項の規定を適用する場合で残余財産の確定のときは、その残余財産の分配が現物分配に該当しないものに限り、以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください（法施行令第155条の6の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法31③	21の2	55の5 ⑧	21の4
32③	21の3	68の44⑦	22の46
42⑦	24の3	55の6 ⑩	21の5 ⑨
44⑤	24の6	68の45⑨	22の47⑨
45⑦	24の7	55の7 ⑧	21の5 ⑩
47⑦	24の8	68の46⑦	22の47⑩
48⑦	24の10	57の5 ⑬	21の12②
49⑤	24の12	68の55⑭	22の56②
50⑥	25	57の6 ⑨	21の13
52⑦	25の6	68の56⑩	22の57
53⑤	25の8	57の8 ⑪	21の14⑤
令133の2③	27の18	68の58⑩	22の58⑤
139の4⑧	28の3	58 ⑩	21の16⑥
		68の61⑨	22の60⑥
※ 読み替え規定有り（令155の6①②）		56 ⑪	21の7
		68の48⑩	22の49

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。ただし、法施行規則第21条の2第4号に掲げる事項及び同規則第21条の3第4号に掲げる事項については、別表16(1)から別表16(6)までに定める書式に代え、これらの別表の書式と異なる書式（これらの別表の書式に定める項目を記載しているものに限り、）によることができます。
- 4 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 本文の条項欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
 - (4) 「其他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
 - (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
- 法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。